

小規模貯水槽水道（受水槽有効容量：10 m<sup>3</sup>以下）の管理状況

	NO.	検査事項	判定基準等	管理状況
施設 の 外 観 検 査 【 受 水 槽 】	1	受水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。</li> <li>・亀裂、漏水箇所がないこと。</li> <li>・雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。</li> <li>・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密封されていること。</li> </ul>	
	2	受水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりやその他衛生上有害なものが堆積していないこと。</li> <li>・水槽のふたの直接上部には、他の設備機器が置かれていないこと。</li> <li>・水槽の上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備機器等が置かれていないこと。</li> </ul>	
	3	受水槽内部の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥、赤錆等の沈積物、水槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、掃除が定期的に行われていることが明らかであること。</li> <li>・外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。</li> <li>・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。</li> <li>・受水口と揚水口が近接していないこと。</li> <li>・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。</li> </ul>	
	4	マンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふたが防水密封型のものであって、ほこりやその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。</li> <li>・マンホール面は、水槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。</li> </ul>	
	5	オ-バ-フロ-管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりやその衛生上有害なものが入らない状態にあること。</li> <li>・管端部の防虫網が確認でき正常であること。また網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</li> <li>・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</li> </ul>	
	6	通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりやその衛生上有害なものが入らない状態にあること。</li> <li>・管端部の防虫網が確認でき正常であること。また網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</li> <li>・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。</li> </ul>	
	7	水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</li> </ul>	

	NO.	検 査 事 項	判 定 基 準 等	管理状況
【高置水槽】	8	高置水槽本体の状態	・ 1と同じ（高置水槽がある場合）	
	9	高置水槽上部の状態	・ 2と同じ（高置水槽がある場合）	
	10	高置水槽内部の状態	・ 3と同じ（高置水槽がある場合）	
	11	マンホールの状態	・ 4と同じ（高置水槽がある場合）	
	12	オ-パ-フ-ロ-管の状態	・ 5と同じ（高置水槽がある場合）	
	13	通気管の状態	・ 6と同じ（高置水槽がある場合）	
	14	水抜管の状態	・ 7と同じ（高置水槽がある場合）	
【その他】	15	水槽の周囲の状態	・ 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 ・ 清潔であり、ごみ、汚物等がおかれていないこと。 ・ 水槽周辺に溜まり水、湧水等がないこと。	
	16	給水管等の状態	・ 当該施設以外の配管等と直接連結されていないこと。 ・ 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していないこと。	
水質検査	17	臭気	・ 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	18	味	・ 給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	19	色	・ 給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	20	濁り	・ 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	21	残留塩素	・ 給水栓における水で検出されること。	
書類検査	22	書類の整備保存の状況	・ 水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図、水槽の清掃の記録、その他帳簿書類の整理保存がなされていること。	
管理の基準	23	水槽の清掃	・ 受水槽、高置水槽の清掃を1年以内ごとに1回（以上）定期的に行い、いつも清潔な状態を保つこと。	
	24	施設の点検と改善	・ 施設（設備）の点検を定期的に行い、不備な点があれば速やかに改善すること。	
	25	水質の管理	・ 色、味等に注意し、異常があれば検査を行うこと。	
	26	給水停止での周知計画	・ 供給する水が人の健康を害する恐れがあると判った時は、給水を停止し、利用者や水道局に知らせること。	